

「生産性向上特別措置法」に係る固定資産税の特例等について（岡谷市運用基準）

【目的】

中小企業の生産性革命の実現のため、岡谷市が認めた中小企業の設備投資等に対して支援することを目的とする。

【支援内容】

下記対象企業が岡谷市（工業振興課）に**先端設備等導入計画**（※先端設備等導入計画の詳細については、裏面に記載。）を提出し、認定を受けると、

◆新規取得設備の固定資産税が3年間ゼロになります。

※認定後、償却資産の申告期間中に岡谷市総務部税務課での手続きが必要となります。

◆各種補助金（※優先採択の対象となる補助金は裏面に記載）が優先採択となります。

【固定資産税の特例等を受ける場合の事前手続き】

◆別紙資料1

【岡谷市の導入促進基本計画の期間（支援）】

◆平成30年6月8日から3年間

（各種補助金の優先採択については、導入促進基本計画期間内。固定資産税の特例については、導入促進基本計画期間中において、岡谷市が認定した年分から3年間。ただし、令和3年3月31日までに対象設備を導入したものに限り。）

【固定資産税の特例等に関する対象企業】

◆中小企業等経営強化法上の中小企業者が対象。（別紙資料2）ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）に限り。

【固定資産税の特例等に関する対象設備】

◆経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全て（別紙資料2）

【岡谷市（工業振興課）への提出書類】

※認定後、償却資産の申告期間中に税務課での手続きが必要となります。

◆先端設備等導入計画に係る認定申請書

◆先端設備等導入計画（計画期間3年～5年）

◆先端設備等に係る誓約書

◆工業会の証明書 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2020/200122kougyoulist.pdf>

※生産性向上に資する指標が旧モデル比で年1%以上向上することを確認する書類

◆同法施行規則第1条第3項に定める先端設備等であることを証する書類（建物を含む計画に限る）

※①建築確認済証、②建物の見取り図、③先端設備等の購入契約書 の3点

◆経営革新等支援機関の確認書

※先端設備等導入計画に記載された直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかを確認する書類

○労働生産性算定式
$$\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$$

(労働者又は労働者数×1人あたり年間就業時間)

◆定款等

◆納税証明書（直近）

◆先端設備等導入計画終了後、最終年に期間内の決算書を提出

【受付場所（問い合わせ先）】

◆岡谷市 産業振興部 工業振興課 産業政策担当

（テクノプラザおかや 岡谷市本町1-1-1 TEL21-7000 FAX21-7001）

※ただし、固定資産税の特例を受ける場合には、工業振興課の手続き終了後、償却資産の申告期間中に岡谷市総務部税務課の手続きが必要となります。

【参考】先端設備等導入計画

※様式は、テクノプラザおかやホームページに掲載されております。

記入項目

1 名称等

2 計画期間

3 現状認識

（1）自社の事業概要

（2）自社の経営状況（財務状況や改善すべき項目）

4 先端設備等導入の内容

（1）事業の内容及び実施時期（具体的な取組内容、将来の展望）

（2）先端設備等の導入による労働生産性向上の目標（現状、計画終了時の目標）

（3）先端設備等の種類及び導入時期

・直接当該事業の用に供する設備として取得する設備の概要

（設備名・型式、導入期間、所在地、設備等の種類、単価、数量、金額等）

※生産性向上に資する指標が旧モデル比で年1%以上向上することを確認するには、工業会証明書を添付していただきます。

5 先端設備等導入に必要な資金の額及び調達方法

※申請手続きに提出する先端設備等導入計画に記載された直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかの確認は、認定経営革新等支援機関（商工会議所等）の発行する確認書を添付していただきます。

※申請手続きに提出する先端設備等導入計画は、岡谷市が作成し、国の同意を受けた導入促進基本計画に適合するよう作成してください。（導入促進基本計画は、テクノプラザおかやホームページに掲載してあります。）

優先採択の対象となる補助金一覧

補助事業名	概要
サービス等生産性向上 IT導入支援事業 （IT補助金）	中小企業等の生産性向上のため、業務効率化や売上向上に資する簡易的なITツール（ソフトウェア、アプリ、クラウドサービス等）の導入を支援
事業承継補助金	事業を引き継いだ中小企業・小規模事業者等が行う事業承継後の新しいチャレンジを支援

※各種補助金の公募時期等の詳細情報や問い合わせについては、岡谷市産業振興部工業振興課、もしくは、中小企業庁の各補助金のホームページ等をご覧ください。

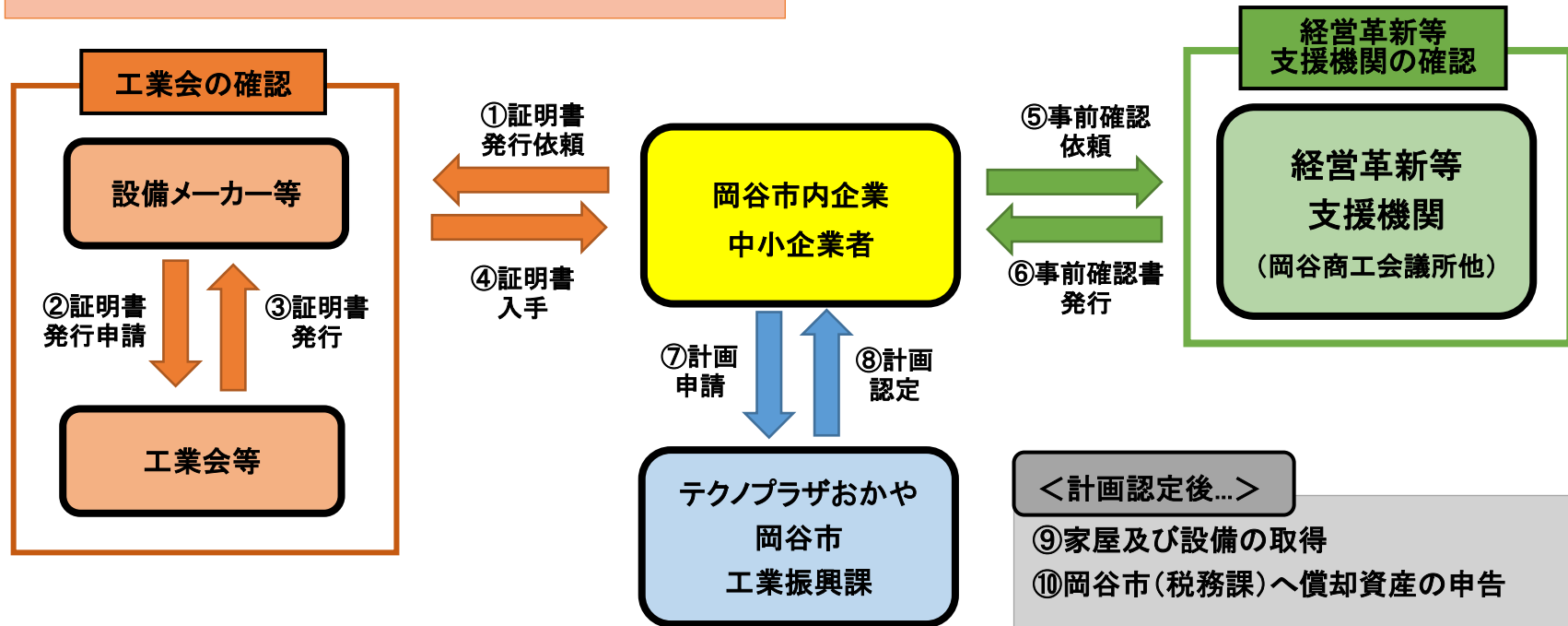
【固定資産税の特例等を受ける場合の事前手続き】

＜工業会等の確認内容＞

- 一定の期間内に販売が開始されたモデルであること
- 生産性向上(年平均1%以上)要件を満たしていること
の確認(同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、
使用する指標は工業会等の判断による)

＜経営革新等支援機関の確認内容＞

- 先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に
供する設備の導入によって労働生産性が年平均
3%以上向上するかについて確認



【注】「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日（1月1日）までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。詳しくは、工業振興課まで、ご相談ください。

【固定資産税の特例等を受ける場合の事前手続き】 **家屋を含む場合**

<特定行政庁等の確認内容>

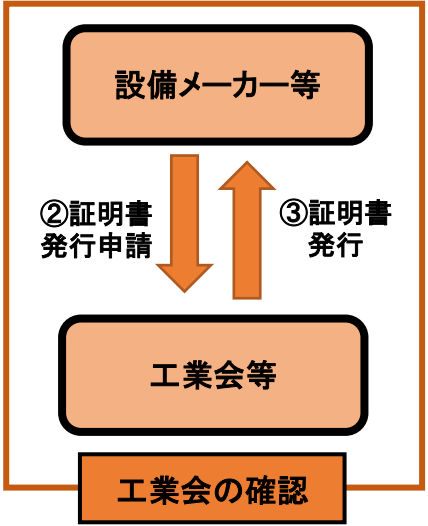
○建築しようとする家屋が建築基準法に適合したものであること

<工業会等の確認内容>

○一定の期間内に販売が開始されたモデルであること
○生産性向上(年平均1%以上)要件を満たしていることの確認(同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による)

<経営革新等支援機関の確認内容>

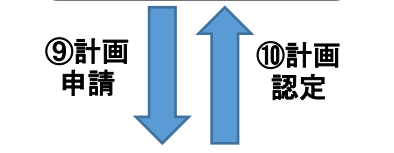
○先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかについて確認



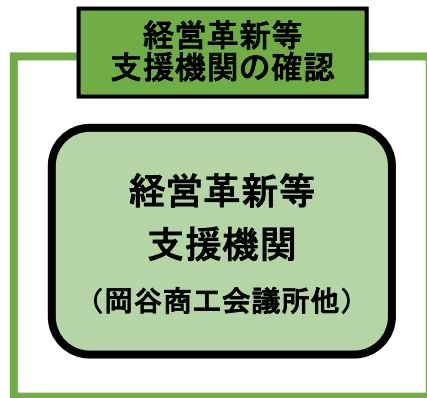
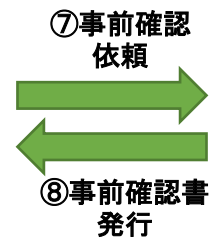
特定行政庁又は
指定確認検査機関
(岡谷市都市計画課他)



岡谷市内企業
中小企業者



テクノプラザおかや
(岡谷市工業振興課)



<計画認定後>

- ⑪家屋及び設備の取得
- ⑫岡谷市(税務課)へ償却資産の申告

【注】「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日(1月1日)までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。詳しくは、工業振興課まで、ご相談ください。

【固定資産税の特例等に関する対象企業】

別紙資料2

○認定を受けられる「中小企業者」の規模
(中小企業等経営強化法第2条1項)

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業	3億円以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下
	旅館業	5千万円以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注) ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金**1億円以下**の法人、従業員数**1,000人以下**の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)に限ります。

○認定を受けられる「中小企業者」の法人形態等

- ① 個人事業主
- ② 会社(会社法上の会社(有限会社を含む。))及び士業法人)
- ③ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合(「工業組合」「商業組合」を含む。)、商工組合連合会(「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。)、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

※①、②については、上記表に該当する必要があります。

④については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。

※①の場合は開業届が提出されていること、②~④の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

【固定資産税の特例等に関する対象設備】

対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・提出する先端設備等導入計画期間において、基準年度(直近の事業年度末)比で労働生産性が年平均3%以上向上すること ・生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備(生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと) ・家屋を導入する場合、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されるものであること <p><減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(60万円以上/14年以内) ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く ◆建物(120万円以上) ◆構築物(120万円以上/14年以内)
------	--